# 服飾デザイン「ダーツ」事件

【フランス著作権判決紹介】

会員 小谷 武 訳:会員 鳥羽みさを

2004年4月7日フランスのパリ控訴院において、 紳士用ジャケットの背中に入れられたダーツと呼ばれる2本の横線のデザインについて、著作物性を認める 判決が下された。

「ダーツ(dart)」とは服飾用語で、衣服を体型に合わせるために、縫い目が表に現れないように布にひだを取った縫込み部分をいう(講談社「日本語大辞典」)。従って、それが衣服の縫製加工の結果生じたものであれば、技術的かつ機能的な所産に過ぎないとして当然に著作物性が否定されるが、デザイナーによって意図的に施された装飾的なデザインであれば、フランスでは著作物性が認められ、著作権法による保護の対象となる。

日本では、服飾デザインは工業上利用する目的で行なわれるため、思想、感情の表現ではないとして著作物性が否定されるが、ファッションの国フランスでは、服飾デザインを著作物として著作権法で保護している。

フランスでは、著作権法は「知的所有権法」(1992年)に組み込まれており、その第1部が文学的及び美術的所有権として著作権法全般が規定され、第2部として特許、意匠、商標などの工業所有権法が規定されている。同じく知的所有権法でも、工業所有権法に先立つ形で著作権法が置かれている点にもフランスの伝統が垣間見られる。

ちなみに,工業所有権法内の配置でも,意匠,特許, 商標の順であり,デザインに関する意匠法が特許,商 標に先行して規定されている点にもフランスらしさが 感じられる。

フランス著作権法下で保護の対象とされる著作物については、知的所有権法第112の2条が規定している。ここでは、書籍などの文芸、学術の文書から始まり、講演、演説、演劇、楽劇、舞踊、楽曲、映画、絵画、彫刻、版画、写真、応用美術、図解、地図、模型、ソフトウエアなどが同条第1項から第13号までにおい

て保護対象の著作物として列挙されている。「応用美術」を除いては、わが国の著作権法と大差ないと思われるが、最終号である第14号に本論の対象となる服飾デザインについての規定がおかれている。以下、その全文である。

(14) 服装及び装飾の季節産業の創作物。流行の要請 に応じて製品の形状をしばしば一新する産業, 特に婦人服,毛皮,下着類,刺しゅう,婦人帽 子,靴,手袋,革製品,最新流行の,又は高級 婦人服用の布地,装飾品製造者及び靴製造者の 製品並びに室内装飾用布地の製造業は,服装及 び装飾の季節産業とみなされる。

(CRIC 外国著作権法フランス編より)

ここで特に「婦人服」という文言が見られるが、著作権法の保護の対象となる「服装の創作物」は婦人服に限られるものではなく、ファッションの代表として「婦人服」が挙げられているのである。

日本では、服飾デザインは、意匠登録によって保護されるが、それには意匠登録出願、そして審査手続きを経なければならないので、登録までにそれなりの時間と労力を必要とする。しかし、流行性が強く、かつ模倣されやすい服飾デザインを無方式で直ちに著作権として保護した場合にはより迅速な保護が与えられるし、またフランス意匠権の存続期間が出願から25年であることに比べれば、創作者の死後70年間という長期にわたって服飾デザインを著作権により保護することは、ファッションデザイナーに対してより篤い保護となり、更なるデザインの高揚、発展につながることも言うまでもない。誠にもってファッションの国フランスたる所以である。

本稿では、服飾デザインに関する数少ない判決であるウド・エドリング氏のデザインに係る「ダーツ」に 関する判決を紹介する。 ウド・エドリング氏は、1965年ルーマニアにおいて仕立屋の家系に生まれ、12歳の頃から縫い物を始めただけに、伝統的な紳士服の仕立技術に精通している。1995年にすべて手縫いで最初のコレクションを発表し、1996年秋冬パリ・メンズコレクションでデビューした。

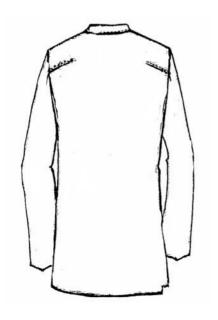
同氏のジャケットの特徴の1つに後ろ身頃があり、腕のシーム延長線上にある肩甲骨の横にダーツが取ってある(図)。この著作物性が争われたのが本件判決である。

2001年、ファッションブランドとして著名なソシエテ・プラダ・フランスが、エドリング氏のダーツに類似するデザインのジャケットを発売したことに対して、エドリング氏とその著作権を譲り受けたとするソシエテ・キュピドンが、侵害の差止と損害の賠償を求めてパリ商事裁判所に提訴した。

第一審であるパリ商事裁判所では、原告であるエドリング氏ら側の主張を認めて、侵害の差止と間接強制のための罰金強制は命じたものの、実質的な損害の賠償請求は却下した。

この判決を不服としてプラダ社側がパリ控訴院に控 訴したのが本件判決である。

控訴院においてプラダ社側は、問題のダーツが具体的な創作物ではなく、ダーツという縫製上の技術様式について権利を主張しているのであり、しかもそれは従来からある技術を活用しただけであり、袖の延長線上にダーツをつけることは、技術的及び機能的な必要性を満たすだけのものであると主張して著作物性を否定した。



しかし、本控訴院判決では、当該ダーツは主張されるような機能的で技術的な必要性に答えるものではなく、この部分は装飾的な役割のみを持ち、エドリング氏の作品を特徴づけるものであると認定し、著作権法上の保護の対象に当たると判示した。

ここで興味深いのは、本判決においてたびたび「シグネチャー(signature)」の語が見られる点である。「シグネチャー」とは、ファッション業界でいわれる「シグネチャーブランド」、すなわちデザイナー個人の名前で発表されるデザインやブランドの語に由来しているものと見られるが、ここでは問題のダーツがデザイナーの「署名」としてデザイナーの個性や特徴を表現している部分であると位置付けできると思われる。

つまり、本判決では、問題のダーツが、特定のデザイナーの作品であることを認識できるような特徴を形作っている点をも認定していることになるが、本来の著作権法の考え方からいえば、作品に著作物性が認められれば保護を受けるのに十分なはずである。

この点についての第一審であるパリ商事裁判所の判 断は、以下のように、より明快である。

<原告の創作は、実質的な機能が一切ない「縫製の細部」からなる。実際には、装飾的な細部が、これを知っている人々にとっては識別の標識であり、「ブランド」なのであって、このブランドこそがウド・エドリングのシグネチャーである。

デザイナーは、それぞれ、ソニア・リキエルの裏返しの縫製や、ジャン・ポール・ゴルチエの洋服外側にある内ボタンといった、自分だけが用いる細部によって、自分のデザインにシグネチャーを記す。プラダ自身は、赤い縁によって洋服を特徴付けている。(中略)…この細部は、装飾によって美しく見せるオリジナルな創作であって、この細部を用いる作者の個人的な努力を証明しており、これは、ウド・エドリングを知るあらゆる人がこのシグネチャーを認識することが可能であることからも明らかである。>

第一審のパリ商事裁判所は、ソニア・リエキルやジャン・ポール・ゴルチエ、そして被告であるプラダのデザインの特徴を挙げて、エドリング氏のダーツがそれらデザイナーのデザインの特徴、すなわち「シグネチャー」と同じであると位置付けているのである。

このような判断から考えられることは、フランスで

は服飾デザインを著作権法によって特別に保護しようとしているのであり、そのために、「シグネチャー」の存在自体は著作物性の成立要件ではないものの、著作権法による特別保護の要件として、当該服飾デザインがどのデザイナーの作品であるかが分かるような特徴あるいは個性、つまり「シグネチャー」を具備していることが必要とされるということであろう。

けだし、服飾デザインが著作権法によって一般的に 保護されるというのであれば、単にデザイナーがデザインしたという事実、つまり著作物であるというだけでも保護を受けられるはずであるが、仮にそのデザインがありきたりなものであり、従前のデザインとの違いが表現されていないような場合には、フランスにおける服飾デザインの発展に寄与することが出来ないであろうし、また服飾を購入するご婦人方の心を満たすことも出来ないからであろう。

そのために、今回の判決では、著作権法によってファッションデザインを保護するためには、「シグネチャー」の存在が必要とされたのであろう。以上は、筆者の理解であり、もちろんすべてのファッションデザインを著作権法で保護するにあたって「シグネチャー」の存在が必要とされるとは限らないであろう。「シグネチャー」がどのような位置付けになるかは、今後の判例や研究を待ちたい。

なお日本における同種の事件としては、他人の通信販売用カタログに掲載された婦人服のデザインに類似する婦人服を自己の通販用カタログに掲載し、商品を販売したことが、不正競争防止法2条1項3号が規定する商品形態の模倣に該当するとして、その使用差止と損害賠償を認めたシムリー/ベルーナ事件判決(東地判 H14・11・27 H13 (ワ) 27144、東高判H15・5・28 H14 (ネ) 6392) がある。

この事件では12点の商品のデザインが問題になったが、判決では個々の原告商品のデザインの特徴を、例えば商品全体のシルエット及び裾の二段レースとその模様にあるとのように認定し、これを被告商品と比較し、その上で被告の模倣の意図、同種の商品が通常有する形態か、などの点について検討して判断している

このように新しい服飾デザインは、不正競争防止法 2条1項3号による保護可能性があるが、この保護の 対象となるのは原告商品が日本国内において最初に販 売された日から3年間だけであるので(法19条1項 5号イ),著作権法に比べて保護が薄くなることは否 めないであろう。

【訳】

パリ控訴院 第四法廷 A 部 2004年4月7日付判決

訴訟目録番号: 2002/19784

当法廷に付託された判決: 2002年9月20日パリ商事

裁判所第 15 法廷判决 RG 番号: 2001/47452

## 控訴人:

有限会社ソシエテ・プラダ・フランス 本社所在地 パリ 15 区 リュ・ド・ラリベ 3

## 被控訴人:

有限会社ソシエテ・キュピドン 本社所在地 パリ 1区 リュ・エティエンヌ・マル セル 25

## 被控訴人:

ウド・エドリング 住所 パリ 20区 リュ・デ・ビレネ 333

#### 本控訴院の構成:

本件は,

2004年3月9日に開かれた公開の口頭弁論において 裁判長,カレ・ピエラ 裁判官 マガール

裁判官、マガール

裁判官, ローゼンタール-ロラン

で構成される控訴院の面前で討議された。

## 判 決:

以下を内容とするパリ商事裁判所の 2002 年 9 月 20 日付判決に対してプラダ・フランス社が 2003 年 1 月 14 日に控訴を提起した。

- ① プラダ・フランス社が、ウド・エドリングのシグネチャー(背中の袖口から延長する短い水平のダーツ)を複製した侵害罪を認め、
- ② プラダ・フランスに対し、同様のデザインを持つ 製品の販売を禁止し、侵害が確認されるごとに、

150 ユーロの罰金強制を課し、

- ③ ウド・エドリング及びキュピドン社に対し、象徴的に1ユーロ及び新民事訴訟法第700条により総額5.000ユーロの支払いを命じ、
- ④ 掲載1回につき1,500ユーロを限度として、プラダ・フランス社の負担により新聞又は雑誌に3件の判決の広告を掲載することを命じ、
- ⑤ 両当事者のその他の請求を棄却した。

不正競争行為を否定した部分を除く一審判決の取消を求める 2004 年 2 月 27 日付の控訴趣意書において、プラダ・フランス社は控訴院に対し以下の請求をした。

- ① 2001 年 4 月 26 日付の侵害品差押えの無効を宣言 すること。
- ② ウド・エドリング及びキュピドン社のすべての請求を棄却すること。
- ③ ウド・エドリング及びキュピドン社が著作権を主 張する服飾上の細部が知的な創作ではないと宣言 すること。
- ④ いずれにしても、被告は侵害及び不正競争行為を 行っていないことを宣言すること。
- ⑤ 乱訴による損害賠償として総額 10,000 ユーロの 支払いをウド・エドリング及びキュピドン社に命 ずること。
- ⑥ ウド・エドリング及びキュピドン社に対し,新民 事訴訟法第700条により,総額35,000ユーロの 支払いを命ずること。

キュピドン社及びウド・エドリングは,2004年2月23日付の控訴趣意書において,不正競争に基づく請求及び損害賠償の金額に関する部分を除いて一審判決を確認すると共に,以下の請求をした。

- ① プラダ・フランス社が侵害品を販売することにより侵害行為ならびに不正競争行為を犯したことを 宣言すること。
- ② プラダ・フランス社に対し、侵害行為に関して総額 152,449.02 ユーロをキュピドン社に支払うことを命ずること。
- ③ プラダ・フランス社に対し、著作者人格権の侵害により受けた損害として総額76,224.51ユーロをウド・エドリングに支払うことを命ずること。
- ④ プラダ・フランス社に対し、不正競争行為から生

- じる損害として総額 7,6224.51 ユーロをキュピドン社に支払うことを命ずること。
- ⑤ 禁止命令及び判決文の掲載に関する判決を確認すること。
- ⑥ プラダ・フランス社に対し、新民事訴訟法の第700条により、総額7,622.45ユーロの支払いを命ずること。

# 以上の請求について、本控訴院審は、以下の事実を認 定する。

なお請求事実及び訴訟の経緯については一審判決及 び当事者の提出書類を参照することとし、以下を述べ るに留める。

- ① デザイナーであるウド・エドリングは、男性用及 び女性用衣服の製造販売を行うキュピドン社の支 配人であること。
- ② ウド・エドリング及びキュピドン社は、衣服の背中の袖付けから延長する肩甲骨部分に、多少傾斜した水平線から成るダーツを1995年に考案したと主張し、2001年4月26日及び5月23日、プラダ・フランス社の社屋において侵害品の差押えを行ったこと。

# 侵害品差押えの有効性及びウド・エドリングとキュピ ドン社の訴訟要件について:

プラダ・フランス社は、過失は、背中のダーツの著作物性を主張するウド・エドリングと、著作権の譲渡を主張するキュピドン社にあり、差押えを許可した命令は無効であり、本件訴訟は受理されるべきではないと主張する。

これに対してウド・エドリングは,1998年以降の春/夏及び冬コレクション用の作品で,背の袖付けの延長部,肩甲骨部に,多少傾斜した水平線から成るダーツを有する作品のデッサンを弁論に提出した。

フェデリコ・フィリポーネは,2001年10月15日の証言で,1995年以降,紳士服,ジャケット,コートの製造時に,若干の傾斜を有する水平線から成るダーツを付けるという指示をウド・エドリングから受けていたと述べた。

1998年8月11日、繊研新聞のインタビューで、ウド・エドリングは「私は、肩と袖のラインを美しくするために背中にダーツを入れた。」と述べている。

2000年8月25日, ジュルナル・ド・テキスティル

紙に掲載された記事には、このウド・エドリングの作品について、「袖はL字型で、肩甲骨の下にはダーツがある。」と書かれている。

ガリエラ美術館の館長が、2000年6月、同美術館でウド・エドリングの2001年春/夏コレクションが展示され、寄贈された四点に使われていたダーツは非常に注目の的であったことを証言している。

2000年5月よりウド・エドリング・ブランドの衣服を販売するブティックの支配人であるジョルジュ・フィッシャーも、このデザイナーの紳士服、ジャケット、コートは、背中に水平なダーツが、デザイナーのシグネチャーとしてあると証言している。

したがって、これらの証拠類は、主張されているダーツの創作の著作者はウド・エドリングであることを 証するものである。

キュピドン社へのこの創作の実施権の譲渡は,共同 原告である著作者からの異議がないばかりでなく,著 作者が譲渡を確認している。

その結果,ウド・エドリング及びキュピドン社の原告適格は認められ,2001年4月12日の申請に基づく差押え命令を取り消す必要はなく,これに基づく差押えも取り消す必要もない。また,ウド・エドリング及びキュピドン社の請求を受理した商事裁判所の決定を破棄する理由もない。

# 背中のダーツの保護可能性について:

プラダ・フランス社は、侵害の主張に対し、ウド・エドリング及びキュピドン社が創作であると主張しているものは、具体的な創作物ではなく、一つの様式(訳者註:「ダーツ」という縫製上の技術様式)についての保護の要求であるとの意味のない主張を行なっている。

しかし、事実は、背中部分の縫製全体を創作と主張しているのではなく、袖口の延長部の肩甲骨のところに付けられた多少傾斜した水平線から成るダーツ自体が、ウド・エドリングのシグネチャーであるとして主張されているのである。

プラダ・フランス社は、このダーツは独創的なものではなく、古くからある従来技術の再活用でしかないとも主張している。

しかし,プラダ・フランス社が提出した仕立人教本, パリ仕立裁断講義,アントニオ・サンドロの著作,ク ロッキ・クチュール誌が開示しているのは,裁断技術 であって、線状の装飾的なダーツを付けることを開示 するものではない。

プラダ・フランス社は、袖の延長部にダーツを付けることは、技術的及び機能的な必要性を満たすに過ぎないと主張している。

一方,ウド・エドリングが創作した多くの衣服が弁論に提出されたので、裁判所はこのダーツを精査したが、このダーツは、アーチを形づくったり、袖の取付けや、衣服をゆったりさせるような機能的で技術的な必要性に答えるものではなく、反対に、この縫製の細部は、装飾的な役割のみを持ち、ウド・エドリングの作品を特徴づけるものであることが明らかになった。

したがって、この線状のダーツはその作者の個性を 反映する創造的努力の結果として生まれたものであ り、知的所有権法第1部の条項に基づき保護の対象と なる。

#### 侵害について:

提出された作品の精査により、プラダ・フランス社は、保護の対象となるダーツを、同様の方法で自社の商品上の袖の延長部の肩甲骨部分に斜めに再現し、その全体の印象はウド・エドリングの創作となんら異なるところがない。

したがって、侵害行為を認定した一審の判決は支持 される。

#### 賠償措置について:

本判決が言及する部分を除いて,第一審判決が命じ た禁止及び掲載措置は支持される。

複製行為は必然的にウド・エドリングの著作者人格 権及びキュピドン社の財産権を侵害している。

したがって、この点に関する一審判決を変更し、ウド・エドリングに対し総額 15,000 ユーロを、キュピドン社に対し総額 25,000 ユーロの支払いを認める。

## 不正競争に関して:

キュピドン社は、著作者の許可なく作品の部分的又は全面的な複製行為による侵害とは異なる行為が行われたという立証は行っていないことから、不正競争に基づく請求を棄却した一審判決は正当と認める。

プラダ・フランス社が請求する乱訴による損害賠償 請求は、本件訴訟の解決のために、棄却する。

新民事訴訟法の第700条の恩恵は、ウド・エドリン

グ及びキュピドン社に与えられ、合計で追加総額 7,000 ユーロの支払いを両者に認め、敗訴したプラ ダ・フランス社の同種の請求は棄却する。

## 以上の理由により

一審判決を確認するものとし、損害賠償金額及び利 子については、以下の通り変更する。

すなわち,

プラダ・フランス社に対し,以下の通り命ずる。

① ウド・エドリングの著作者人格権侵害の賠償として, 総額 15,000 ユーロをウド・エドリングに支払うこと。

② キュピドン社の財産権の侵害の賠償として,総額 25,000 ユーロをキュピドン社に支払うこと。

さらに追加事項として、一審が命じた掲載措置については、本判決についても言及しなければならず、プラダ・フランス社に対し、訴訟費用外費用としてウド・エドリング及びキュピドン社に、追加合計総額7,000ユーロを支払うことを命じ、その他の請求を全て棄却し、プラダ・フランス社に対し控訴費用の支払いを命じ、その費用は新民事訴訟法の第699条の条項に従うものとする。

裁判長 (署名)

(原稿受領 2007.3.6)

# パテント誌原稿募集のお知らせ

日本弁理士会 パテント編集委員会

従来からパテント誌は、編集委員が知っている範囲で著者を募集するという形をとってまいりましたが、 特に広範な意見の徴集が必要と考えられる特集については、より有益な意見を広く募集するために、別途 に公募をすることとなりました。今回の公募の対象として決定したテーマは下記のようなものです。

これらのテーマについてしっかりと語れる弁理士は、実は極めて少ないのではないかと思われます。従って、これらに関する意見は非常に貴重なものでありますので、是非ともそれをまとめてひとつの本として広く役立てるとともに、貴重な財産として後世に残すようにしたいと思います。

下記のテーマに実際に従事されておられる方はもちろんですが、そうでない方の「こうあるべきである」や「こうありたい」も、同時に公募いたします。未体験の方のご意見も、体験に基づく見解と同様に価値あるものだからです。いずれにしても、我が国のこれからのために、現在ないしは後世に役立つ情報の集積と保存をすべく、どうかご協力をいただければと思います。

# 論文を募集しているテーマ

- ・ 地方公共団体等による知財活動や、 地方の発明支援制度について
- 先端技術について

- 環境技術について

- ・ 弁理士の新事業について
- 侵害訴訟について

※いただいた原稿はパテント編集委員会にて検討の結果、不掲載となる場合もありますので予め御了承下さい。



投稿原稿はこちら patent-bosyuu@jpaa.or.jp ーお問合せー 日本弁理士会 広報・支援・評価室 TEL03-3519-2361 FAX03-3519-2706